

京都市告示第 202 号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止します。

当該路線の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成26年6月27日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	山田水0114号	西京区山田猫塚町12番地の1地先 同町12番地の15地先	
2	大原野水0689号	西京区大原野上里南ノ町369番地地先 同町90番地地先	
3	醍醐水0122号	伏見区醍醐構口町22番地の1地先 同町23番地地先	

(廃止水路等)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	竹田水0007号	伏見区竹田向代町91番地の1地先 同町88番地地先	

(建設局土木管理部道路明示課)